

勧誘方針

当社は、暗号資産交換取引及び暗号資産デリバティブ取引の勧誘にあたり、お客様の信頼を確保することを第一義とし、資金決済に関する法律、金融商品取引法およびその他関係法令等を遵守し、以下の方針に則り勧誘を行ってまいります。

1. 適合性の原則に基づく勧誘

- ① お客様の暗号資産を含む金融商品に関する知識、取引経験、財産の状況、年齢、取引の目的やリスク管理判断能力を総合的に勘案し、適切な勧誘に努めます。
- ② お客様暗号資産取引の内容や仕組み、取引リスク等について十分かつ正確な説明を行うとともに、お客様の誤解を招くことがないよう、明瞭で正確な情報を適切に提供することに努めます。

2. 勧誘の方法及び時間帯

- ① 勧誘に先立ち、お客様の勧誘要請のご意思を確認させていただきます。勧誘の要請をしていないお客様に対して勧誘は行いません。
- ② 勧誘を要請したお客様に対してのみ、営業員による電話又は訪問による勧誘、書面、電子メール、ダイレクトメール等による商品・サービスのご案内をすることといたします。
- ③ 電子メール、ダイレクトメール等による掲示、交付書面については、可能な限り分かり易いものにいたします。また、表示の内容については、必ずコンプライアンス部門で確認及び審査を行い、適切な情報提供に努めます。
- ④ お客様のご迷惑とならないよう、勧誘を行う時間帯、場所、方法について十分に配慮いたします。

3. 勧誘の適正の確保

- ① 常にお客様の信頼確保を第一義とし、暗号資産取引に係る関係法令・諸規則等を遵守し、お客様本位の勧誘を行うよう努めます。
- ② お客様のご意見・ご要望を真摯に受け止め、勧誘に活かしてまいります。また、お客様に適正な勧誘を行うため、役職員の知識及び技能の習得及び内部管理体制の整備・強化に努めます。

附則

2017年3月15日制定、施行

2020年10月15日改定、施行

2021年8月27日改定、施行